

(3) モデル自治体によるデータ収集作業実施後の意見交換会

(2)における各自治体の意見等を反映し、環境省の委員会で議論した内容を踏まえ、廃棄物会計の試行に必要なデータ入力フォーマットを作成した。モデル自治体の3自治体には各自治体におけるデータ収集を事前に依頼し、データ収集作業を実体験していただくとともに、収集困難なデータの把握や、さらに必要となる可能性のあるデータの洗い出し等を行った。

この作業結果を受け、平成18年1月16日に三重県ならびにモデル自治体の3自治体が一同に会した意見交換会を実施した。

本意見交換会において、モデル自治体から寄せられた意見や三重県担当者を交えた議論の内容は以下のとおりである。

【廃棄物会計基準案に対する意見】

○按分ルールについて

- ・ 廃棄物品目別の処理経費や廃棄物品目別の重量を把握できるのであれば、別に按分によらなくても良いのではないか。
- ・ 収集部門に係る費用については、容積による按分が不適切な場合もあるのではないか。
- ・ 例えば、びんや缶をコンテナ収集しており、両者のコンテナを混載する形で収集運搬しているケースでは、それらの回収重量に嵩比重（品目別の平均的な輸送形態を想定して定めた嵩比重）を乗じて容積に換算した上で、その比率をもって、びん、缶のコストを算定することが適当であると考えられるが、本来、嵩比重は自治体によって異なることから、必ずしも正確な値ではないのではないか。
- ・ 理論的には、廃棄物が混載されている場合には容積による按分が妥当であると考えられるが、按分等を行う場合の方法については、各自治体の実態にあわせて選択できるようにしてはどうか。

○データ収集について

- ・ 原価計算に使用するデータは、清掃事業概要の収載データを活用すれば比較的容易に集まるものが多い。
- ・ 厳密な計測がされていないデータ（作業時間等）については、平均的な値や代表的な値を適用している。ただし、作業の実態については作業現場に、費用については財務担当等に直接問い合わせる等して、データを収集する方が、当然であるが、精度の高いデータが得られる。
- ・ 近隣の市町村等と一部事務組合等を構成している場合、組合に対してデータの提供

依頼が必要となる。

- ・ また退職金等は人事部への問い合わせが必要である。
- ・ 原価計算等にあたって、他の部局との共有資産等を分割する際には、廃棄物担当部局単独では判断することができず、関係部局との調整が必要となる。
- ・ 古い施設の場合、用地取得費が帳簿として残っていないケースがあるため、時価を採用せざるを得ない場合もある。
- ・ 用地取得費については、基本的には、取得原価として、取得時点のデータを記載する方がよいのでは。取得原価が不明な場合については、例えば、路線価等の評価額データで代用する等、一定のルールに基づいて算出する。取得原価なのか、時価なのか、明示しておく必要がある。

○入力フォーマットについて

- ・ 代表的なデータを入力することとなっているが、曜日の違い、天候の違い等を反映するのか否か、反映するのであればどのように反映させるのか等が不明である。
- ・ 平均的・代表的なデータを入力するという方針でシステムが設計されているが、自治体として曜日や天候の違い等を反映した原価計算が必要であると判断した場合には、諸条件を加味したデータを入力すればよいのでは。
- ・ 廃棄物の収集量を記入する欄が細分化されていないため、自治体では、3R推進のために住民に分別排出をお願いし、定量的に把握しているデータをわざわざ合算することになる。
- ・ 将来的に、どの廃棄物を分別収集し、3Rの推進を図るといった計画の策定に資する入力様式としなければ、この廃棄物会計を導入するインセンティブが働かないのではないかと。
- ・ 将来的なビジョンに対応した形で入力データを一部変更する等により廃棄物処理原価等の変化が確認できるようにすれば、ある施策による将来予測等をこの廃棄物会計で可能になるのではないかと。

【廃棄物会計基準の活用方法に関する意見】

○予算折衝への活用

- ・ 財政部局と予算折衝を行う際の根拠情報の一つとして活用する。

○内部的な業務改善への活用

- ・ 自分達の取組（業務の効率化等）が会計上も良い効果をもたらしているという結果を現場にフィードバックする材料として活用する。現場の志気や取組レベルを高めるきっかけになるとともに、廃棄物会計の作成に必要なデータを現場から収集しやすくなる。
- ・ 自治体内部で将来的に講ずる施策の効果を定量的に分析すること等に活用する。

○住民への説明材料としての活用

- ・ 住民に対して行政としての説明責任を果たす材料として活用する（従来の広報資料に原価計算の結果を附記する）。
- ・ 住民に対して、現状の部門別処理費用を明示した上で、例えば、収集部門の費用を住民参加により削減したいといった働きかけを行う際の説明材料として活用する。

○自治体間の比較材料としての活用

- ・ 廃棄物会計基準案の適用結果（原価計算結果等）を自治体間で比較して業務改善点を抽出する。（この点については、処理体系（サービスレベル）や住民の協力レベル等が異なる条件下で横並びに比較することは現実的には不可能という指摘や、廃棄物会計では処理原価が低い方が効率的であると評価されることから、「現場での作業時間の短縮要請が高まり、現場作業の危険性が高まる可能性がある」といった指摘があった。このため、廃棄物会計基準に基づく一連のデータ収集並びに原価計算・財務諸表作成（外部目的）と、廃棄物処理の作業等効率化（コスト削減等）（内部目的）を明確に区別する必要があると考えられる）。

(4) 廃棄物会計基準案試行モデル運用後の意見交換会

(3)の意見交換会で提示された意見等を環境省委員会にて諮った上で、さらに修正を加えた廃棄物会計基準案にモデル自治体が収集したデータを入力し、原価計算、行政コスト計算書、貸借対照表(B/S)の各結果を得た。

平成18年2月28日に再度、三重県ならびにモデル自治体の担当者が集合し、結果(暫定版)を基に意見交換を行った。

当日の主な意見は以下のようなものであり、入力方法に関する細かい疑問点等は既に解消されており、廃棄物会計基準の在り方やその活用方策(可能性)に関する質問が多く提示された。

<データ収集・入力について>

- ・ 施設、装置などの区別が分かりにくい。税務上の区別は明確であろうが、焼却炉を施設という人もいる。入力するのに、ある程度の専門知識が要求され、誰でも扱えるというものではないのではないかと。
- ・ 追加工事については、建設費しか入力できないが、内訳を入力すべきではないかと。
- ・ 補助事業の対象や補助額は簡単には分からない。ただ、資産一覧(補助金額も含めた)があると、便利にはなると思う。
- ・ 水道や下水道は企業会計を導入しているので、公でも会計制度を導入できない訳ではないと思うが、廃棄物処理分野は歴史が長いので過去の事実まで把握するのは困難である。
- ・ 小規模な自治体では、廃棄物の担当者が斎場や森林管理など幅広い業務を担っており、廃棄物分野の人件費を算出するのは難しい。基準を仕事量にするのか、勤務時間にするのか、など明確な基準がないと算出できない。

<原価計算について>

- ・ 処理等単価を下げる方向が、全体最適を考えた場合に適切であれば問題ないが、必ずしもそうだとは限らない。その場合に、数字以外の理由を検討する必要がある。
- ・ 集団回収について、奨励金は出しているのがコストとしてはカウントされるが、量は把握していないので、量としてはカウントされない。適切なコストが算定されるのか疑問である。

<貸借対照表について>

- ・ 施設整備の際に起債するか、一般財源で賄うかは、総合的な政策判断によるもので、そのことがB/Sに表現されたからといって、何らかの判断につながるものでもないのではないかと。
- ・ 設備整備時点で土地を購入したか、しないかだけの違いで、B/Sに載るか載らないかが決まるのは適切なのか。設備整備時点で土地を購入していなくても、土地という資産を